○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

五　路線名　十　号
供用開始の区間　図面縦覧場所
徳島県海部郡美波町打越一〇六番二地先から同町打越一〇番二地先まで　四国地方整備局道事務所及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二日

○四国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十二号
(三)　道路の区域

区間	後変更別前	敷地の幅員	延長
吉野川市山川町前川二〇二番八から同市山川町前川六番一まで	後前	一一・〇メートル 九一・三メートル	〇〇・キロメートル 六六四・二メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十二号及び百九十三号
(三)　道路の区域

区間	後変更別前	敷地の幅員	延長
前川町吉野川市山川町川二一三番二の二から同市山川町川五番一まで	後前	一一・〇メートル 八八・三メートル	〇〇・キロメートル 一一・四四メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二日　九州地方整備局長　金尾　健司

二百八号　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
大和町柳町字西小袋二〇二番九から同市大和町七ノ尾字西小袋二〇二番六に表示する部分　岡九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二日

官庁報告

法　　務

判決

上告人X₁ほか１人，被上告人株式会社フォーカスシステムズ間の損害賠償請求事件について，平成27年３月４日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成２４年（受）第１４７８号

判　　決

上　　告　　人　X₁
上　　告　　人　X₂
上記両名訴訟代理人弁護士　川人　　博
　　須田　洋平
同訴訟復代理人弁護士　平本　紋子
　　加藤　佑子
　　佐久間大輔
被　　上　　告　　人
　株式会社フォーカスシステムズ
同代表者代表取締役　森　　啓一
同訴訟代理人弁護士　出澤　秀二
　　丸野登紀子

上記当事者間の東京高等裁判所平成23年（ネ）第3957号損害賠償請求事件について，同裁判所が平成24年３月22日に言い渡した判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理　　由

上告代理人川人博ほかの上告受理申立て理由第２について

１　本件は，過度の飲酒による急性アルコール中毒から心停止に至り死亡したＡの相続人である上告人らが，Ａが死亡したのは，長時間の時間外労働等による心理的負荷の蓄積によって精神障害を発症し，正常な判断能力を欠く状態で飲酒をしたためであると主張して，Ａを雇用していた被上告人に対し，不法行為又は債務不履行に基づき，損害賠償を求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　Ａ（昭和55年▲月▲日生まれ）は，ソフトウェアの開発等を業とする会社である被上告人にシステムエンジニアとして雇用されていた。

Ａは，長時間の時間外労働や配置転換に伴う業務内容の変化等の業務に起因する心理的負荷の蓄積により，精神障害（鬱病及び解離性とん走）を発症し，病的な心理状態の下で，平成18年９月15日，さいたま市に所在する自宅を出た後，無断欠勤をして京都市に赴き，鴨川の河川敷のベンチでウイスキー等を過度に摂取する行動に及び，そのため，翌16日午前０時頃，死亡した。

被上告人は，Ａの死亡について，被上告人の従業員がＡに対する安全配慮義務を怠ったことを理由として，不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償義務を負う。もっとも，Ａにも過失があり，過失相殺をするに当たってのＡの過失割合は３割である。

⑵　Ａの死亡による損害は，Ａの逸失利益4915万8583円及び慰謝料1800万円，Ａの父母である上告人らの固有の慰謝料各200万円並びに上告人X₁の支出に係る葬儀費用150万円である。

Ａの相続人は，上告人らのみである。

⑶　上告人X₁は，平成19年10月16日，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく葬祭料として68万9760円の支給を受けたほか，原審の口頭弁論終結の日である平成24年２月９日の時点で，労災保険法に基づく遺族補償年金（以下，単に「遺族補償年金」という。）として原判決別紙１の受給額欄記載のとおり合計868万9883円の支給を受け，又は支給を受けることが確定している。

上告人X₂は，原審の口頭弁論終結の日である上記同日の時点で，遺族補償年金として原判決別紙２の受給額欄記載のとおり合計151万6517円の支給を受け，又は支給を受けることが確定している。